## 2020年(令和2年)第12回総会議事録

1 告示年月日 2020年(令和2年)12月16日(水)

2 通知年月日 2020年(令和2年)12月16日(水)

3 開催年月日 2020年(令和2年)12月28日(月)

4 開催場所福山市東桜町3番5号

福山市役所 本庁舎3階 小会議室

5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について

議案第4号 事業計画変更承認申請に対する承認について

議案第5号 非農地証明について

(追加) 議案第6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

- 6 報告事項
  - (1) 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員

 1番 坂本 忠士
 3番 土屋 智樹
 4番 渡壁 則人
 5番 山本 信之

 6番 谷邊 博人
 7番 岡本 卓也
 10番 安原 理雄
 13番 山本 明

 15番 谷本 耕造
 以上9名

8 欠席委員

 2番 佐藤 眞子
 8番 小林 輝仁
 9番 寳諸 孝也
 11番 下江 京子

 12番 河村
 昇
 14番 須藤 薫雄
 以上6名

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員

 事務局長
 池田昌弘
 事務局次長
 瀧川滋雄

 松永出張所
 花田宏
 神辺出張所
 杉原信弘

 北部出張所
 藤井裕美
 新市出張所
 山本隆博

 事務局
 藤井勝俊
 以上7名

#### 11 議事内容

## 午前 10時00分開会

事務局長

ただいまから、2020年(令和2年)第12回福山市農業委員会総会 を開会いたします。

谷邊会長,会議の進行をお願いします。

会 長

-開会挨拶-

議長

それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。最初に、総会の成立を申し上げます。委員総数15名のうち、出席委員9名、欠席委員6名、在任委員の過半数が出席ですので、本会議は成立します。続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。議席番号1番 坂本 忠士 委員と議席番号15番谷本 耕造 委員にお願いします。

議長

議事に入る前に,議案の訂正等があれば,事務局より説明してください。

事務局

2020年(令和2年)第12回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。追加議案第6号として、「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加しています。内容は記載のとおりです。次に報告「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」を1件追加しています。次に議案書の次第の4議事の項に「(追加)議案第6号農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加。次に議案書(別冊)16ページ4番の備考欄「持分2/4」を「持分3/4」に訂正。以上です。

議長

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。東部地区の報告をお願いします。

1番

それでは、東部地区の審議内容について報告します。

(坂本)

東部地区では、12月22日火曜日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時00から地区協議会員7名全員の出席により、市役所3階小会議室で協議会を開催しました。審議した案件は、議案第1号1件、議案第3号3件、の合計4件です。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊1ページ1番を報告します。御幸町の譲受人は申請地の登記簿上、田、現況、畑の1筆、985㎡を譲り受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大をしていくものです。場所はビッククローズの南100

mの所です。譲受人は農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。以上です。

### 議長

西部地区の報告をお願いします。

## 4番 (渡壁)

西部地区の審議内容について、報告します。西部地区では12月23日の午後0時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。委員10名中9名の出席により、議案第1号4件、議案第3号12件、議案第5号3件、議案第6号1件、合計20件について審議しました。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から5番について報告します。2番は水呑町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。3番と4番は関連案件です。津之郷町の受人が、3番では申請地を譲り受け、4番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。5番は水呑町の受人が、北本庄の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。

#### 議長

松永地区の報告をお願いします。

## 7番 (岡本)

松永地区の審議内容について報告をします。松永地区では12月23日,午前8時30分から関係者により現地調査を行い,午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により,議案第1号1件,議案第2号1件,議案第3号7件,議案第5号1件,合計10件について審議いたしました。それでは,議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番について報告します。6番は東村町の受人が,千葉県船橋市の渡人から申請地を譲り受け,経営規模の拡大をするものです。水稲や野菜を栽培する計画です。受人及び申請農地,営農計画に問題はなく,許可妥当と判断しました。以上です。

### 議長

北部地区の報告をお願いします。

## 10番(安原)

北部地区の審議内容について、報告します。北部地区では12月23日の午後1時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。委員13名の内8名の出席により、議案第1号7件、議案第2号1件、議案第4号1件、議案第5号5件の合計14件について審議しました。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊2ページの7番から4ページの13番につ

いて報告をします。7番は芦田町の譲受人が島根県松江市の譲渡人から、申請地を譲り受け、水稲を栽培して経営規模の拡大を図るものです。8番は芦田町の譲受人が同町の譲渡人から、申請地を譲受け、水稲を栽培して経営規模の拡大を図るものです。9番は芦田町の借受人が使用貸借権を設定して同町の貸出人から申請地を借受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。10番は沖野上町三丁目の借受人である法人が5年間の解除条件付の賃借権を設定して、貸出人から申請地を借受け、ぶどうを栽培して経営規模の拡大を図るものです。11番は駅家町の譲受人が同町の譲渡人から申請地を譲受け、柿やみかん等の果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。12番は駅家町の譲受人が同町の譲渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。13番は新市町の譲受人が同町の譲渡人から、申請地を譲り受け、水稲を栽培して経営規模の拡大を図るものです。いずれの案件も譲受人或いは借受人は農作業経験があり、必要な農機具等も確保済であり、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

神辺地区の報告をお願いします。

# 13番(山本明)

神辺地区の審議内容について報告します。神辺地区では12月23日,午前9 時から現地調査を行い、午前10時より神辺支所2階21会議室において地区協 議会員8名全員の出席により、議案第1号5件、議案第3号4件の合計9件につ いて審議しました。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請 に対する処分決定について | 4ページ14番から5ページ18番について報告し ます。14番は新道上の借受人が明王台の貸出人から、湯野の田1筆424㎡を 3年間の使用貸借権により借り受けて、畑として耕作し野菜の栽培をして経営規 模の拡大をするものです。15番と16番は関連案件です。東中条の受人が、東 中条の渡人から、15番で東中条の畑1筆 549㎡を譲り受け、16番では東 中条の田1筆1,399㎡を3年間の使用貸借権で借り受け、それぞれ野菜・水 稲栽培をして新規就農をするものです。17番は光南町の譲受人が、遠方居住の 兵庫県西宮市の譲渡人から、道上の畑4筆、合計1、150㎡を譲り受けて、野 菜・果樹の栽培をして新規就農をするものです。18番は新道上の借受人が、下 御領の貸出人から下御領の田1筆358㎡を3年間の使用貸借権により借り受 けて、畑として耕作し、野菜の栽培をして経営規模の拡大をするものです。いず れも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限 面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

#### 事務局

議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。また、10番は農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、法人が経営規模を拡大するため所有者と賃借権を設定するものです。以上です

議長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

一 質問等無し 一

議長

質問等がないようですので、採決します。

議案第1号について,原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお 願いします。

委員

一 全員挙手 一

議長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に,議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決 定について」を上程します。

7番 (岡本) 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。1番は藤江町の申請人が、自己用の住宅を建設するものです。場所は小森池から西へ約210メートルのところです。現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

北部地区の報告をお願いします。

10番(安原)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊6ページ2番について報告します。横浜市の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。場所は駅家北小学校の北約500メートルのところです。現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じる

おそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長 ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第2号の2件の案件は、いずれも農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。なお、議案第2号には常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員 一質問等無し 一

議 長 | 質問等がないようですので、採決します。

議案第2号について,原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお 願いします。

委員 一 全員挙手 一

議長 全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び 意見決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

1番 (坂本) 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見 決定について」の別冊7ページ1番から3番について報告します。1番と 2番は関連案件で申請地は隣接しています。1番で譲受人の府中市府川町で土木 工事業を営む会社役員が休耕中の田,1筆,520㎡を譲り受け,自己用住宅1 棟を建築する計画です。また,2番で休耕中の畑,3筆,合計482㎡を譲り受け,事業用の露天資材置場と露天駐車場を整備確保する計画です。場所は大津野 小学校の北東300mの所です。3番です。農業を営む借受人はこの度、申請地の東隣へ農業倉庫を建築する計画です。これに伴い、申請地の田、1筆、1、029㎡の内91㎡を使用貸借権で借り受けて農業用倉庫へ行くための進入路を設けるものです。なお、既に工事着手をしているため、顛末書の提出を受けています。場所はビックローズの南西800mの所です。以上、現地確認を行いましたが、いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。

議長

西部地区の報告をお願いします。

4番 (渡壁)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定に ついて」の4番から15番について報告します。4番は木之庄町の法人が、津之 郷町の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅1棟を建築するものです。場所は山 手小学校の南約300メートルです。5番から11番までは関連案件です。木之 庄町の法人が、渡人7人から申請地を譲り受け、建売住宅19棟を建築するもの です。場所は山手小学校の南約250メートルです。12番は三原市の受人が、 赤坂町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け,住宅1棟を建築する ものです。場所は赤坂小学校の東約800メートルです。13番は松永町の受人 が、木之庄町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所 は、山陽自動車道下り線福山サービスエリアの東約400メートルです。14番 は沼隈町の法人が、横浜市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備 するものです。場所は能登原小学校の北東約400メートルです。15番は田尻 町の受人が,同町の渡人から申請地を譲り受け,露天駐車場として整備するもの です。場所は高島小学校の南東約400メートルです。なお、12番と15番は 農振農用地区域内の農地ですが、農振除外済みであります。現地調査をしました が、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と 判断しました。以上です。

議長

松永地区の報告をお願いします。

7番 (岡本) 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の16番から22番について報告します。16番から19番は関連案件です。駅家町大字大橋の法人が、16番、18番、19番で本郷町の渡人から、17番で横浜市旭区の渡人ほか2人から、それぞれ譲受け、建売住宅16棟を建設するものです。場所は本郷小学校の東側隣接地です。20番と21番も関連しています。20番で新涯町五丁目の受人が、21番で川口町五丁目の受人が、それぞれ父親である本郷町の渡人と使用貸借権を設定して住宅を建設するもので

す。場所は須方池から東へ135メートルのところです。22番は瀬戸町の法人が、明王台三丁目の渡人と賃借権を設定して、露天資材置場を設置するものです。場所は神村公民館から南へ約300メートルのところです。20番から22番は農振農用地区域内の農地ですが、農振除外済みです。現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

神辺地区の報告をお願いします。

13番(山本明)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」13ページ23番から26番について報告します。23番は下竹田の譲受人が川北の譲渡人から、申請地である川北の田1筆196㎡について譲り受け、自己用の住宅1棟を建築するものです。24番は西中条の借受人が居所の隣地である西中条の畑1筆439㎡について、同居する親族から期間を定めない使用貸借権を設定して借り受け、分家住宅1棟を建築するものです。25番と26番は関連案件です。北吉津町で不動産業を営む法人が、25番の道上の田3筆3、225㎡と畑1筆271㎡、26番の道上の田3筆,1、083㎡を併せた合計4、579㎡を譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅20棟を建築供給するものです。現地調査を行いましたが、いずれの案件も日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。なお、24番については、農振農用地から除外済みです。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第3号の23番は福山市役所神辺支所から概ね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。25番と26番はJR福塩線道上駅から概ね300メートル以内に存在するため第3種農地と判断されます。その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じる恐れもないと認められます。なお、「5番から11番」と「16番から19番」、「25番と26番」は転用面積が

す。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員 一質問等無し 一

議長 質問等がないようですので、採決します。

議案第3号の「5番から11番」と「16番から19番」,「25番と26番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 一 全員挙手 一

議長 全員挙手により、議案第3号の「5番から11番」と「16番から19番」、「25番と26番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、 その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。

議長 次に、議案第4号「事業計画変更承認申請に対する承認について」を上程します。

北部地区の報告をお願いします。

10番 議案第4号「事業計画変更承認申請に対する承認について」の別冊14ページ (安原) の1番について報告します。申請地は現在の墓地が、県が施工する道路事業計

画区域内にあり、移転が必要なため、令和2年3月18日付けで5条許可を得ておりますが、このたび、事業費との関わりで規模を縮小するものです。変更の内容については、当初の転用面積967㎡から分筆を行い、601㎡へ事業計画変更するものです。場所は宜山保育所の西約300メートルのところです。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、事業計画変更承認を妥当と判断しました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員 一質問等無し 一

議 長 質問等がないようですので、採決します。

議長

議案第4号について,原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお 願いします。

委員

一 全員挙手 一

議長

全員挙手により、議案第4号は原案のとおり承認することに決定します。

議長

次に、議案第5号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。

4番

議案第5号「非農地証明について」の1番から3番について報告します。

(渡壁)

1番は赤坂町の申請人が、昭和45年頃または昭和48年頃から貸家敷地として利用し、現在に至っております。場所は国道2号早戸ランプの北東約100メートルです。2番は東京都新宿区の申請人が、平成元年11月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は瀬戸小学校の南東約500メートルです。3番は東京都稲城市の申請人が、昭和47年頃から進入路として利用し、現在に至っております。場所は内海ふれあいホールの南約800メートルです。現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。

議長

松永地区の報告をお願いします。

7番 (岡本) 議案第5号「非農地証明について」の4番について報告します。4番は神村町の申請人が、昭和45年頃から耕作放棄していたところ、竹や草木が繁茂して山林となったものです。場所は松永高校から、北東へ約530メートルのところです。農振農用地区域内の農地でありますが、担当部局との調整は整っております。現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。

議長

北部地区の報告をお願いします。

10番(安原)

議案第5号「非農地証明について」の別冊15ページの5番から9番について報告します。5番は芦田町の申請人が,上有地 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 一 $\bigcirc$ について昭和4年頃から,墓地として利用し,現在に至ります。残りの2筆については,昭和53年頃から,耕作放棄していたところ,雑木等が繁茂し,山林となっております。場所は有磨小学校の南西約1.5キロメートルのところです。6番は新市町の申請

## 10番(安原)

人が、昭和56年頃から、作業場として利用し現在に至ります。場所は芦田支所の南西約200メートルのところです。7番は千田町の申請人が、平成10年4月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は加茂中学校の南東約1.2キロメートルのところです。8番は加茂町の申請人が、昭和53年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は福山北特別支援学校の南東約300メートルのところです。9番は加茂町の申請人が、昭和45年4月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となっております。場所は加茂小学校の東約300メートルのところです。なお、7番から9番は農振農用地区域内の農地でありますが、担当部局との調整は整っております。現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。

議長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

一 質問等無し 一

議長

質問等がないようですので、採決します。

議案第5号について,原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお 願いします。

委員

一 全員挙手 一

議長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。

議長

次に, 追加議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」 を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4番 (渡壁) 議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の1番について報告します。広島地方裁判所福山支部から現況に係る照会がありましたので、現地調査したところ、住宅敷地として転用済みであり、非農地として回答するものです。場所は福山商業高校の北西約400メートルです。以上です。

議長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 議 長 発言のある方は挙手をお願いします。

委員 一質問等無し 一

議長 質問等がないようですので、採決します。

議案第6号について,原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお 願いします。

委員 一挙 手 一

議長 全員挙手により、議案第6号は原案のとおり回答することに決定します。

議長 次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。

専決処分及び届出等について、ご説明します。議案書(別冊)の16ページか 事務局 ら20ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。こ れは相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第 6条の2第1項の規定により、14件を事務局長専決で受理しました。次に21 ページと22ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書 の受理について | 及び23ページから30ページの「農地法第5条第1項第7号 の規定による農地転用届出書の受理について」です。4条12件,5条37件 を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により,事務局長専決で受 理しました。次に31ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規 定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転 用するものです。認定電気通信事業者が行う,通信のための電線及び中継施設等 の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理して います。次に32ページから34ページの「農地法第18条第6項の規定による 合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が追加報告の1件 を合わせ計10件ありました。次に35ページの「農地等の現況に係る照会に対 する調査結果について」です。広島法務局福山支局から4件の照会がありました。 現地確認の結果、2件は農地性がある、1件は農地性はないが原状回復命令を行 う,1件は農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2 週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答 しました。次に36ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請

取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できな

かったことから提出されたものであり、2件を受理しました。専決処分及び届出 等については以上です。 ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 議 長 委 員 一 質問等無し 一 質問等もないようですので、以上をもちまして2020年(令和2年) 長 議 第12回福山市農業委員会総会を終了します。なお、来月の総会は1月2 9日の開催の予定です。皆様お疲れ様でした。 事務局長 委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 気をつけてお帰りください。

午前10時30分閉会